

公益社団法人日本カーリング協会 マーケティング委員会規程

第1章 総則

第1条 この規定は、公益社団法人日本カーリング協会(以下「本協会」という。)定款第5条第1項及び第36条及び第50条、運営規則第6条第2項に基づいて特別委員会として設置されたマーケティング委員会に関することを定める。

第2章 目的

第2条 本委員会は、事務局と連携し、本協会のマーケティングならびに広報に関する業務を統括する事を目的とする。

第3章 所管事項

第3条 本委員会は、次の事項を審議、処理執行し、委員会において決議された事項は執行役員会を通して理事会に報告しなければならない。

- (1)カーリングファン獲得のための企画立案
- (2)協賛収入獲得のための商材研究・開発に関する事項
- (3)協賛企業・団体との連絡・調整・折衝に関する事項
- (4)協会 Facebook、twitter、インスタグラム等 SNS を通じた広報活動に関する事項
- (5)マスメディア、WEB メディアを通じた対外広報活動に関する事項
- (6)前各号に伴う本協会理事会・各専門委員会・各特別委員会との連絡・調整に関する事項
- (7)その他本協会のマーケティングに関する一切の事項

第4章 組織

第4条 この委員会に次の委員を置く

- (1)委員長 1名
- (2)副委員長 必要に応じて若干名
- (3)委員 若干名

第5条 委員長は、役員候補選考委員会の選考に基づき、理事会の決議により定める。

2 副委員長は、委員会の決議をもって定める。

3 委員は、マーケティングに関する知識や知見を持ち合わせる本協会理事、本協会加盟団体役員及び学識経験者のうちから、理事会の承認を経たうえで、会長が委嘱する。

第5章 任期

第6条 委員の任期は、委嘱日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第6章 委員会

第7条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。ただし、委員長が召集できない時は、副委員長がその任を負う。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとなる。

3 書面又は電磁的記録による委員会の場合、定款第 34 条にある書面による理事会の決議と同様に、委員全員の賛成をもって決議があったものとみなす。

4 委員会を開催した時は、議事録を作成し、速やかに執行役員会を通して理事会に報告すると共に事務局にて保存する。

第8条 本協会会長、副会長、専務理事、常務理事、監事及び事務局長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。また、委員長が許可した場合に、理事が出席し、意見を述べるができる。

第9条 委員長が必要と認めるとき、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第7章 規定の変更

第10条 この規定は、理事会の議決により変更できる。

附則1

1 この規則は令和2年6月20日から施行する。

令和2年11月25日改訂同日施行。

令和3年8月19日改訂同日施行。

令和4年10月23日改訂同日施行。

令和6年8月3日改訂同日施行。